

LPガス・高圧電力利用事業者へのお知らせ

～舞鶴市と京都府の支援制度を活用ください～

舞鶴市の支援制度 ▶ 舞鶴市事業者電力価格高騰緊急対策事業給付金

舞鶴市では、電力価格高騰の影響を大きく受けている市内の高圧電力契約事業者の負担軽減を図り、事業継続を支援するため、市独自の給付金事業を実施しています。詳しくは、舞鶴市のホームページでご確認下さい。

給付額

高圧電力契約1口につき20万円
 (※)高圧電力とは小売電気事業者からの供給電圧が6,000V以上のものを指します。

申請期限 11月30日(木) ※当日消印有効

申請方法

必要書類を添えて、原則、郵送で申請ください(追跡可能な「レターパックライト」または「レターパックプラス」を使用ください)。申請書等は、舞鶴市役所(産業創造・雇用促進課)と西支所に配架されています。右のQRコードからもダウンロード可能です。



〇問い合わせ先 事業者支援特別相談窓口(舞鶴市 産業創造・雇用促進課内) (Tel 66-0028)

京都府の支援制度 ▶ LPガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金

京都府では、LPガス・特別高圧電力の価格高騰等の影響により、厳しい経営状況にある府内の中小企業者の事業継続と経営改善を目的として、省エネ設備・機器や

システム導入に取り組む事業者を支援するための補助金事業を実施しています。詳しくは京都府のホームページでご確認ください。

補助対象事業 ※令和6年1月31日(水)までに完了するもの。

LPガス	省エネ機器の『購入、運搬、設置、取付及び既存機器の撤去等』に係る経費	システムの導入
	事業に必要な機器で、LPガスと接続して使用する以下の①～⑤に該当するもの。または①～⑤の機器を構成する部品。 ①業務用厨房機器 ②温水機器 ③暖房・冷房機器 ④発電機器 ⑤洗濯機・衣類乾燥機	〇経営効率化のために導入するシステム(システムの例) 在庫管理システム、生産管理システム、受発注システム、給与システム等に係るソフトウェア
特別高圧電力	省エネ設備・機器の『購入、運搬、設置、取付及び既存設備・機器の撤去等』に係る経費	補助対象経費には、当該ソフトウェアの導入と合わせてカスタマイズするための外部委託費(自社施工は除く)を含む。 ※パソコン、タブレット端末、プリンター等は補助対象外。
	①空調、換気、冷凍、冷蔵設備 ⑤電動機、電気加熱設備 ②ポンプ・ファン、コンプレッサ ⑥生産設備、排水設備 ③ボイラ、工場炉等の熱設備 ⑦再生可能エネルギー設備 ④照明、受変電、電気設備 ①～⑦を構成する部品	

補助率、補助上限・下限額

補助対象事業の区分	補助率	補助上限額	補助下限額
LPガス	4分の3以内	20万円	2万円
特別高圧電力		100万円	10万円

申請期限

9月29日(金) (郵送の場合は当日消印有効)

〇問い合わせ先 京都府LPガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金センター (Tel 050-3662-5739)

申請方法

右のQRコードか、京都府のホームページから申請書をダウンロードし郵送もしくはWEBで申請ください。舞鶴商工会議所の窓口で申請書等をお渡しすることも可能です。

